

第5次高石市総合計画

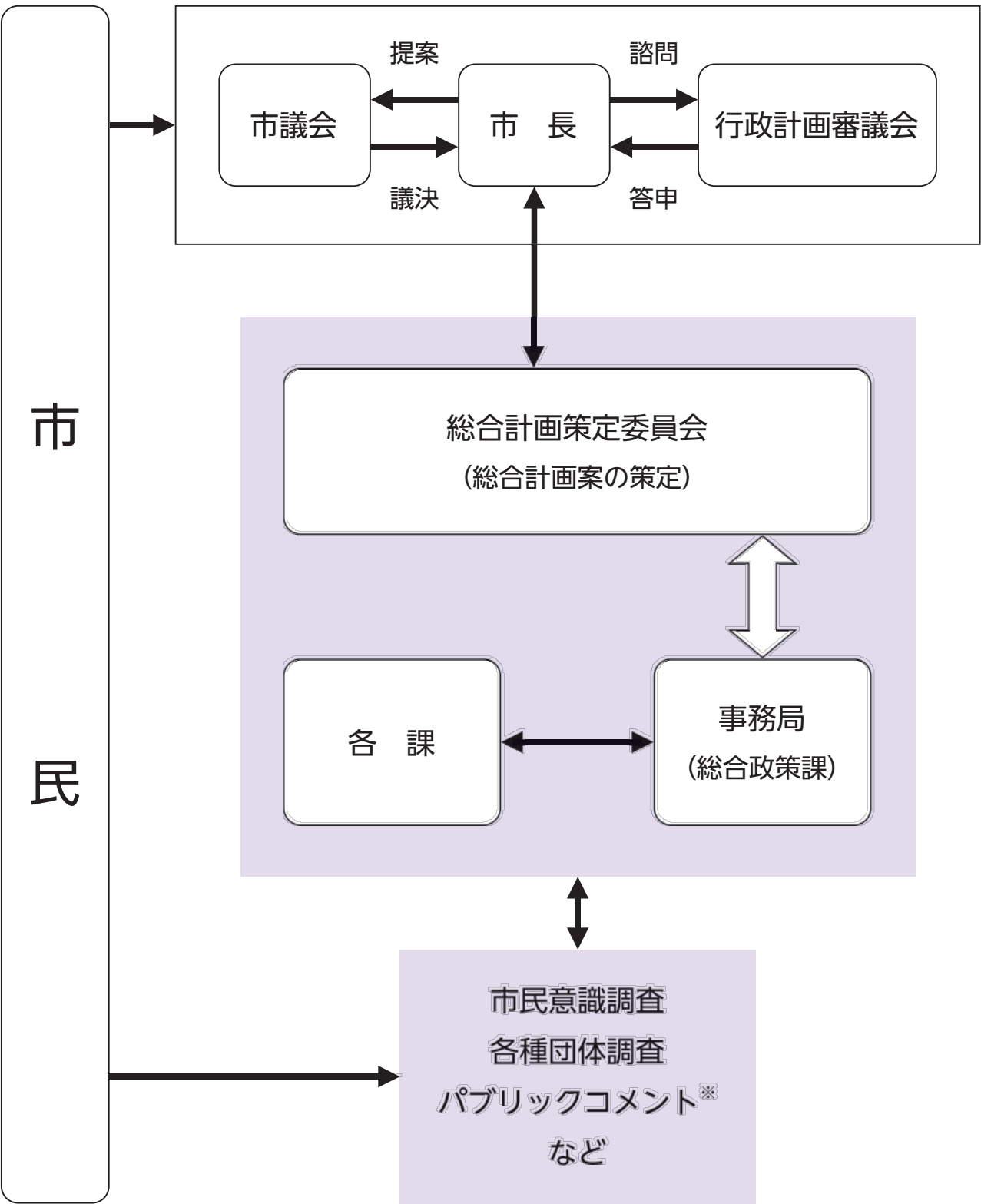
参考資料

参考資料

- ・総合計画策定のながれ
- ・策定経過
- ・総合計画条例
- ・審議会条例
- ・審議会委員名簿
- ・諮問・答申
- ・総合計画用語集
- ・市民憲章・都市宣言
- ・市の木・花・市章
- ・市歌



【総合計画策定体制】



【第5次高石市総合計画策定経過】

令和元年

- 8月～ 第4次総合計画の達成状況等の把握・各課調書作成
- 8月～ 市民意識調査（2,000人）（有効回答率：40.1%）
- 10月18日 令和元年度第1回高石市総合計画策定委員会
- 11月～ 各種団体調査

令和2年

- 11月11日 令和2年度第2回高石市行政計画審議会
・基本構想（案）策定について

行政計画審議会 ▶



- 11月24日 令和2年度第1回高石市総合計画策定委員会
- 11月25日 令和2年度第3回高石市行政計画審議会
・基本構想（案）諮問
- 12月7日 市議会で高石市総合計画条例議決
- 12月25日 令和2年度第4回高石市行政計画審議会
・基本構想（案）答申
- 12月28日 令和2年度第2回高石市総合計画策定委員会

令和3年

- 1月12日 令和2年度第3回高石市総合計画策定委員会
- 1月13日 令和2年度第5回高石市行政計画審議会
・基本計画（案）策定について
- 1月27日 令和2年度第4回高石市総合計画策定委員会
- 1月28日 令和2年度第6回高石市行政計画審議会
・基本計画（案）諮問

行政計画審議会

（Web 会議システムを利用した会議） ▶



- 2月16日 令和2年度第7回高石市行政計画審議会
・基本計画（案）答申
- 2月17日 令和2年度第5回高石市総合計画策定委員会
- 3月11日 市議会で第5次高石市総合計画基本構想議決
- 3月16日 令和2年度第6回高石市総合計画策定委員会

【高石市総合計画条例】

〔 令和2年12月11日
条 例 第 1 5 号 〕

（趣旨）

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営の指針を示し、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- （2） 基本構想 本市の将来像等まちづくりの基本目標を明らかにし、その都市像実現のための基本的な考え方を示すものをいう。
- （3） 基本計画 基本構想に基づいて、本市の長期的なまちづくりの実現に向けた諸施策の基本的方向と体系的な枠組みを明らかにしたものをいう。

（行政計画審議会への諮問）

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、高石市行政計画審議会条例（昭和41年高石市条例第30号）第1条に規定する高石市行政計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（総合計画の公表）

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【高石市行政計画審議会条例】

（設置）

第 1 条 高石市の行政計画を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基き、市長の附属機関として高石市行政計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、高石市の行政計画について調査及び審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（1） 学識経験者 3 人以内

（2） 市議会議員 5 人以内

（3） 市の行政委員会及び委員の委員 3 人以内

（4） 公共的団体等の代表者 3 人以内

（5） 関係行政機関の職員 2 人以内

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至つたときは、その委員は失職するものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（専門員）

第 7 条 審議会には、専門の事項について調査するため専門員を置くことができる。

2 専門員について必要な事項は、審議会で定める。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、政策推進部において行なう。

（昭 49 条 13・昭 52 条 16・昭 54 条 7・平 16 条 1・一改）

（補則）

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。ただし、議事の手続きその他審議会運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 15 日条例第 13 号）抄

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和 49 年規則第 7 号で昭和 49 年 4 月 15 日から施行）

附 則（昭和 52 年 9 月 28 日条例第 16 号）抄

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和 52 年規則第 14 号で昭和 52 年 10 月 8 日から施行）

附 則（昭和 54 年 9 月 28 日条例第 7 号）抄

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

（昭和 54 年規則第 13 号で昭和 54 年 10 月 20 日から施行）

附 則（平成 16 年 2 月 10 日条例第 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

【高石市行政計画審議会委員】

（１）学識経験者（３人以内）

◎：会 長

○：副会長

◎ 日 野 泰 雄

（大阪市立大学名誉教授）

畠 中 宗 一

（関西福祉科学大学教授）

榎 村 久 子

（京都女子大学名誉教授）

（２）市議会議員（５人以内）

永 山 誠

（議長）

東 野 隆 史

（副議長）

久保田 和 典

（総務文教委員会委員長）

森 博 英

（福祉土木委員会委員長）

清 水 明 治

（議会運営委員会委員長）

（３）市の行政委員会及び委員の委員（３人以内）

東 口 正 一

（高石市農業委員会会長）

○ 西 村 陽 子

（高石市教育委員会委員）

中 平 正 子

（高石市公平委員会委員長）

（４）公共的団体等の代表者（３人以内）

山 内 和 彦

（高石商工会議所会頭）

藤 田 政 明

（高石市連合自治会会長）

田 中 三和子

（高石市婦人団体協議会会長）

（５）関係行政機関の職員（２人以内）

石 原 誠 之

（大阪府政策企画部企画室課長補佐）

羽 間 靖 志

（高石警察署長）

※順不同、敬称略、令和２年１１月１日時点

【基本構想】

高石政総第 7 7 9 号
令和 2 年 1 1 月 2 5 日

高石市行政計画審議会
会長 日野 泰雄 様

高石市長 阪口 伸六

第 5 次高石市総合計画基本構想（案）について（諮問）

この度、第 5 次高石市総合計画を策定するにあたり、別添第 5 次高石市総合計画基本構想（案）について、貴審議会の意見を伺いたく、高石市行政計画審議会条例第 2 条の規定に基づき諮問いたします。

高石政総第 9 1 5 号
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

高石市長 阪口 伸六 様

高石市行政計画審議会
会長 日野 泰雄

第 5 次高石市総合計画基本構想（案）について（答申）

令和 2 年 1 1 月 2 5 日付け高石政総第 7 7 9 号で、市長より諮問のあった「第 5 次高石市総合計画基本構想（案）」について、当審議会において慎重に審議を重ねてきました。その過程において、補正すべき意見が提案されましたので、所要の修正を行い、ここに別紙のとおり「第 5 次高石市総合計画基本構想（案）」を答申します。

【基本計画】

高石政総第 1 0 2 9 号
令和 3 年 1 月 2 8 日

高石市行政計画審議会
会長 日野 泰雄 様

高石市長 阪口 伸六

第 5 次高石市総合計画基本計画（案）について（諮問）

この度、第 5 次高石市総合計画を策定するにあたり、別添第 5 次高石市総合計画基本計画（案）について、貴審議会の意見を伺いたく、高石市行政計画審議会条例第 2 条の規定に基づき諮問いたします。

高石政総第 1 1 0 1 号
令和 3 年 2 月 1 6 日

高石市長 阪口 伸六 様

高石市行政計画審議会
会長 日野 泰雄

第 5 次高石市総合計画基本計画（案）について（答申）

令和 3 年 1 月 2 8 日付け高石政総第 1 0 2 9 号で、市長より諮問のあった「第 5 次高石市総合計画基本計画（案）」について、当審議会において慎重に審議を重ねてきました。その過程において、補正すべき意見が提案されましたので、所要の修正を行い、ここに別紙のとおり「第 5 次高石市総合計画基本計画（案）」を答申します。

用 語	意 味	ページ
あ行		
アウトソーシング	外部委託のこと。行政機関が行う事務事業について、民間のノウハウや人材・サービスを取り入れることにより、業務の効率化や行政サービスの質の向上を図るもの。	2, 3, 10
アカウンタビリティ	説明責任のこと。行政の透明性を確保するため、市民に対する行政の説明責任を徹底することによって、行政に対する信頼性の向上を図るもの。	1
空き家バンク制度	市外からの転入及び定住促進による地域の活性化を図るため、売却又は賃貸を希望する空き家所有者から物件情報を登録してもらい、本市で住宅をお探しの方に情報を提供する仕組み。	61, 62
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飛沫感染や接触感染、さらには近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。	42, 53, 54
あれこれ相談ステーション	妊娠から出産・子育て期にわたる様々な悩みに対して、保健師等が応じる総合相談窓口。	31
ウォーカブルなまちづくり	道路、公園、広場、民間空地等を歩きたくなる人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出することにより、交流人口・関係人口の増加を図る官民連携によるまちづくり。	53, 54, 65
温室効果ガス	大気中に放出されたとき、赤外線を吸収し大気圏の気温の上昇をもたらす気体のこと。主なものとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。	10, 22, 69
か行		
家庭系普通（可燃）ごみ収集の一部従量制	家庭系普通（可燃）ごみを排出する際、年間一定量までを無料とし、これを超える場合を有料とする制度。	70
健幸	「健康」＋「幸福」の造語で、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができること。ウェルネスと同義。	2, 7, 9, 17, 19, 21, 41, 42, 54, 61
健幸ウォーキングロード	歩きたくなる道づくりとして、車道・自転車道・歩道を完全に分離し、歩道の脇には“せせらぎ”を設け、親水空間を創出するなど、歩行者が安心して歩くことができるように整備した歩道。	56, 61
健康たかいし 2 1	子どもから高齢者まで全ての市民がライフステージに応じて、生活習慣の改善や社会環境の改善に取り組み、健幸のまちづくり（スマートウェルネスシティ）を推進するため、総合的な健康づくりの方向性や指針、また、具体的な施策を示す計画。	42
公共私の連携	行政のみが公共サービスの担い手となるだけでなく、地域社会の多様な担い手が相互に連携・協働すること。	16
合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。	8, 10

用 語	意 味	ページ
国土強靱化	大規模自然災害等に対して、過去に繰り返してきた長期間にわたる復旧・復興を避けるために、人命を守り、経済や社会への被害を最小化し致命的なものにならず迅速に回復する、強さとしなやかさを備えた国づくりを進めていくこと。	10, 20, 51, 52
子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、出産・育児に関する相談に保健師等が対応するとともに、切れ目のない包括的な支援を提供するために必要な支援の調整や、関係機関との連絡調整などを行うワンストップ拠点。	18, 31, 32
コミュニティカフェ	地域に居住する高齢者、子ども、障がいのある人などをはじめ、地域住民の誰もが気軽に集い交流できる居場所づくり。	47
さ行		
再生可能エネルギー	一度利用しても再生が可能で枯渇しないエネルギーのこと。太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等がある。	22, 69
ジェネリック医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に同一の有効成分を含み、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品のこと。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。	41
市街化区域	都市計画法に基づき定められた、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	21, 53, 54, 55, 61
市街化調整区域	都市計画法に基づき定められた、市街化を抑制すべき区域。	53, 54, 55
自主防災組織	自分たちのまちは自分たちで守るという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に組織し、災害の未然防止、災害時の被害拡大防止及び災害応急活動を行う団体。	51, 52
自助・共助・公助	自分の身を自分の努力によって守る「自助」、地域や身近にいる人同士が取り組み、互いに協力し合いながら、自分たちの地域を守る「共助」、国や地方公共団体などが取り組み、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する「公助」がある。	17, 20, 51
事前防災・減災	被災した後の水や食料をどう確保するかというような事後の防災に対して、想定される災害の被害を未然に防止し、あるいは最小限に抑えるため、事前に対策を講じること。	20, 51
新オレンジプラン	認知症施策推進総合戦略のこと。国において、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし策定したもの。	43
新型コロナウイルス感染症	人に感染するコロナウイルスとして新たに見つかった新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症（COVID-19）。2019 年 12 月以降、世界各地に感染が拡大した。	1, 2, 4, 10, 15, 17, 19, 21, 35, 42, 43, 47, 51, 65, 73
シンポジウム	討論会、研究発表会のこと。決められたテーマについて聴衆を集め、公開形式で議論を行うもの。	74

用 語	意 味	ページ
シンボルロードづくり	都市・地域の顔となる特色のある道をつくること。	61
ストックマネジメント計画	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するもの。	55
スマート自治体	行政手続の電子化・ペーパーレス化、インターネットクラウドサービスの利用促進、A I 等の I C T の活用により人口減少社会における持続可能で質の高い行政サービスを提供する自治体のこと。	74
生物多様性	生きものの豊かな個性とつながりのことで、その命はそれぞれ個性・違いがあり、全て直接的・間接的に支え合っていること。	69
た行		
ダイバーシティ	多様性のこと。性別や国籍、年齢などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できること。	37
高石市 G I G A スクール構想	1 人 1 台のタブレット端末及び大容量高速通信の整備により、各教科等の指導における I C T 機器の効果的な活用を推進し、学びの活性化・学びの個別最適化を進め、子どもたちの学びの支援を進める構想。	34
高石っ子学びんぐティーチャー	市独自の非常勤講師を配置し、少人数・習熟度別指導等、複数教員によるきめ細やかで柔軟な指導を実施し、子どもたちの学力向上を図るもの。	34
脱炭素社会	市民、事業者及び行政が連携し、二酸化炭素の排出を実質ゼロとする社会のこと。	1, 10, 22, 63, 69
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。	19, 42, 43, 44, 47
地域防災計画	本市域に係る災害に関し、本市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画。	51, 52
地区防災計画	地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から創設された、一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画。	52
地方創生	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生すること。	21, 54
テレワーク	Tele（離れた所）と Work（働く）を組み合わせた造語で、情報通信技術を活用した時間や場所に捉われない柔軟な働き方のこと。	35, 54
は行		
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	51

用 語	意 味	ページ
パブリックコメント	意見公募手続のこと。行政機関が政策等を定める際に、事前にその案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集するもの。	73, 74, 77
ハラスメント	他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。	37
ビッグデータ	情報通信技術の進展により、利用目的に関わらず生成・収集・蓄積された多種多様なデータのこと。ビッグデータを解析することにより、異変の察知や近未来予測といった新たな利用目的に活用が可能となる。	35
プラットフォーム	台や足場という意味から、転じて施策や目的達成に向けた環境や基盤を指す。	11
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい人（提供会員）からなる会員組織であり、地域での子育ての相互援助を図り、活動に関する連絡・調整等を行う事業。	32
ヘイトスピーチ	人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになる特定の人種や民族の人々を排斥する差別的言動。集会だけでなく、インターネット上の書き込みなども含まれる。	37
ま行		
学び舎事業	放課後自習室を開設し、教員と連携しながら学生や退職教員等の学習支援アドバイザーの指導のもと、児童・生徒の学力向上と学習習慣の定着を図る事業。	34
メンタルヘルス対策	事業場における心の健康維持に向けた取組み。近年、仕事等に関して強い不安やストレスなどを感じ、心の健康障害での通院者や自殺者数が増加している。	42
森里川海プロジェクト	森・里・川・海の豊かな環境を保つため、一人ひとりがその恵みを引き出し、支え合う社会をつくること。	22, 69, 70
や行		
夢・志はぐくみ教育推進事業	道徳教育、読書教育、キャリア教育、環境教育、健康教育等の推進を図り、子どもたちの夢・志を育むための取組みを支援する事業。	34
ら行		
ライフサイクルコスト	建築物などの初期建設費であるイニシャルコストと日常の保守、修繕、何年かごとの大規模な改修費用などのランニングコストを合わせた総費用のこと。	54, 61, 62
リカレント教育	就職してからも、生涯にわたって教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行うといった概念。	35, 36
リノベーション	建物等の機能や価値を再生するための改修。また、まちづくりの手法として、遊休不動産などの空間資源だけでなく、人的資源や歴史的資源なども含んだ、地域のさまざまな資源を見直し活用することで地域の再生を図るもの。	2, 9, 21, 24, 53, 63

用 語	意 味	ページ
わ行		
ワークショップ	学びや課題解決にあたり、参加者が主体となって作業や発言を行いながら進める体験型講座のこと。	73, 74
我が事・丸ごと	「我が事」とは、地域住民がさまざまな地域福祉課題を他人事と考えず、今自分たちでできることは何かを考え、着実に行動に移していく「住民の主体形成づくり」であり、「丸ごと」とは、従来の縦割り体制の弊害である制度の狭間を作らないため、行政や社会福祉施設・機関等の専門機関が連携をより一層充実させていくこと。	19, 47, 48
ワンストップ・ワンズオンリー化	ワンストップは一か所で全ての関連サービスが実現する仕組み、ワンズオンリーは一度提出した資料は、二度提出する必要がない仕組みのこと。	74
その他		
2050 年カーボンニュートラル	カーボンニュートラルとは、企業や家庭が排出する温室効果ガスを削減するとともに、植林や森林保護により温室効果ガスの吸収を増やすことによって、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取組みのことで、2020 年に政府が「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言したもの。	10, 69
4 R	廃棄物の発生抑制（リデュース）、一度使った物をすぐに捨てず何度も使うこと（リユース）、使えなくなったものはもう一度資源として再生すること（リサイクル）の 3 R に、製品の購入者が過剰に包装されたものを買わない（リフューズ）を加えた資源及び物質のより効率的な使用を奨励するための取り組み。	70
8050 問題	80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。親の高齢化により、要介護や経済的問題などが生じ、社会的孤立や困窮した状態に陥ること。	47
A I	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。	10, 63, 74
D V	Domestic Violence の略。配偶者など親密な人間関係にある男女間における暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。	37, 38
I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。	6, 18, 33, 63, 74
I o T	Internet of Things の略。モノのインターネットとも訳される。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。	10, 35, 63
S D G s	Sustainable Development Goals の略。持続可能でよりよい世界をめざす国際目標（持続可能な開発目標）のこと。	11, 33
S N S	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。	65, 73
Society 5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな未来社会。	2, 35

【高石市民憲章】

わたくしたちは、高石市民であることに誇りと責任をもち、みんなのしあわせをねがい、住みよい高石市をきずくため、この憲章を定めます。

- 1. 美しいまちをつくりましょう
- 1. ゆたかな文化をそだてましょう
- 1. お互いに助け合いましょう
- 1. 住みよい社会をきずきましょう
- 1. 未来に希望をもちましょう

(昭和46年11月22日制定)

【都市宣言】

昭和40年3月12日議決 暴力排除都市宣言

我が高石町は善良な住民の安住できる町としてすべての暴力を排除し、あらゆる不良徒輩の温床とさせないため公共施設からの締め出しは勿論、官署住民一致協力し、暴力のない明るい町の実現を期し、ここに高石町が「暴力排除都市」であることを宣言する。

昭和47年5月23日議決 交通安全都市宣言

近年目まぐるしい、社会経済の進展、国民生活の向上に伴ない、自動車交通の急速な発展により、本市において交通事故が頻発し犠牲者が、日々に増加の一途をたどっている現況にかんがみ市民が協力一致、交通事故をなくし住みよいまちづくりの実現を期するため、ここに高石市が「交通安全都市」とすることを宣言する。

昭和59年9月25日議決 非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、全人類の願望である。
しかるに近年の世界における核軍拡は、とどまるところを知らず、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類の等しく憂えるところである。
とくに、我国は、世界最初の核被爆国として、再びその惨禍を絶対に繰り返えさせてはならない。
わが高石市は、日本国憲法に掲げる恒久平和主義の理念を、高石市民生活の中に、はぐくみ継承させていくことが、地方自治の基本条件の一つである。
したがって、高石市は「非核三原則」（作らず、持たず、持ち込ませず）の厳守を政府に強く要望するとともに、市民に対し、核兵器廃絶の啓蒙活動を行いつつ、核兵器の廃絶を全世界

に向って訴え、ここに本市を「非核平和都市」とすることを宣言する。

平成8年4月3日議決 福祉都市宣言

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の理念に基づき、高齢者や障害者などを含めたすべての人々が、家庭や社会の大切な構成員として尊重されることは全市民の共通した願いである。
よって、高石市議会は、誰もが生きがいに満ちた生活をおくるためには、国、府、市が一体となって様々な施設の拡充をはかるとともに、市民相互の協力で、「高石市地域福祉計画」の実現をはかることが、豊かな福祉社会を創造することであると確信し、ここに本市を「福祉都市」とすることを宣言する。
以上、決議する。

【市の木 松】



(選定理由)
高石沿岸に連なる松林は、古来より多くの歌詠みに残され、天下にその名をはせた白砂青松の天然美は、なくなったとはいえ羽衣にわずかにその面影をとどめ、在りし日の美しさをしのばせています。
松の緑は人の心にやすらぎと親しみさを与え、高石市がいつまでもこの緑におおわれることを念願し、その象徴として市の木に選定しました。

(昭和46年11月22日制定)

【市の花 菊】



(選定理由)

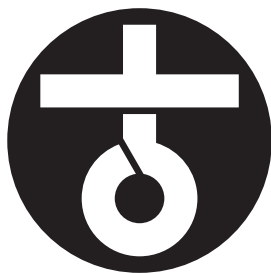
明るい陽光のもとに、けがれなく咲き誇る菊はいつの世にも人びとに親しまれ、いつくしまれてきた日本の代表的な名花のひとつです。

その寄り添った花弁は市民が力を合わせ住みよいまちを建設する姿をあらわし、そのさわやかな香りは文化の実りをおもわせ、そして美しいまちと明日への希望を象徴するがごとく気品に満ちあふれています。

この花を発展途上にあるわが高石市の市民の誇りと願いに一致するものとして、市の花に選定しました。

(昭和46年11月22日制定)

【市章】



高石市の「高」を図案化。台の円は、市民の幸福と協和を意味し、その上に高石市が高度に発展することを象徴しています。

(一般公募により昭和41年12月20日制定)

【高石市歌】

高石市歌

作詞 竹内幸子
補詞 小野十三郎
作曲 野口源次郎

明るく元気に

mf

(1) め さ むーれーば め さ むーれーば あ
(2) と き たーてーど と き たーてーど ま
(3) か ぜ わーたーる か ぜ わーたーる せ

か ね さ す かつ ら きのそーら こん
つ か ぜ は なおき わやかーに せい
ん ぼく の のづら にたてーば まん

(poco)

ご う の く も す で に あか る し い
さ ん の お と なみ の ひび き と ち
よ う の う た ひび に あた ら し き

mf *f*

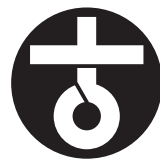
きーふ か く てあし そのば し ひ
をーみが き きぼ う をむわ に ひ
ずーきあ ぐ ぶん か のみ や こ ひ

と び と よ そ と にで よ う ひ
と び と よ と も にゆ こ う ひ
と び と よ ゆ め をも と う ひ

(3回 3 allarg.)

と び と よ て を つなご う
と び と よ た す けあーお う
と び と よ ほ し をみーよ う

(昭和46年11月22日制定)



高 石 市

第5次高石市総合計画

みんなが輝く 育みと健幸の住みよいまち

令和3年3月発行

編集・発行	高石市政策推進部総合政策課
	〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号
Tel	072-265-1001（代表）
Fax	072-263-6116
E-mail	so-sei@city.takaishi.lg.jp